商品内容のご説明

村田製作所グループのみなさまへ

希望者グループ保険【団体定期保険】
総合医療保険【総合医療保険(団体型)】

～新規加入・増額のおすすめ～

申込締切日と効力発生日

申込締切日　：令和5年5月19日(金)
効力発生日　：令和5年 8月 1日
お申込みは年1回です。

お問合せは
ニッセイ団体保険コールセンター(通話料無料)

0120-775-229
受付期間　令和5年4月3日(月)～令和5年5月19日(金)
受付時間　月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日を除く。)

※お問合せの際には、団体名「株式会社村田製作所」をお知らせください。
※保険金・給付金請求方法に関しては、団体窓口へご確認ください。
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレット・「ご加入のみなさまへ」とあわせてご確認ください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。
専用webサイトをご覧になり申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

制度の特徴

希望者グループ保険とは･･･

万一、死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合、保険金をお支払いする１年更新の保険です。
保険金請求の際、受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけではなく、年金として受取ることを選択いただくこともできます。(ただし、こどもを被保険者とする保険金は対象外です。)

総合医療保険とは･･･

ケガや病気等による入院･手術等に対する保障を確保できる１年更新の保険です。
◎入院給付金日額は最高で20,000円までお選びいただけます。
◎１泊２日以上の継続入院で、入院給付金をお支払いします。
◎公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療等を受けられたとき、手術給付金・放射線治療給付金をお支払いします。
(公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。)

ご加入しやすい保険料！

団体保険としての割引が適用された保険料です。

ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます!

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです!

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

１年ごとに保障額の見直しができます!

結婚・出産・こども独立…といったライフイベントに応じて１年ごとに保障額の見直しが可能!
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

１年後に剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます!

※保険期間の途中で脱退(退職)する場合、配当金をお受取りになれません。

支払時期 (該当保険期間)	令和1年度 (H30.8.1～R1.7.31)	令和2年度 (R1.8.1～R2.7.31)	令和3年度 (R2.8.1～R3.7.31)	令和4年度 (R3.8.1～R4.7.31)
希望者グループ保険 配当還元率	約35.9%	約61.9%	約59.0%	約51.8%
総合医療保険 配当還元率	約23.2%	約25.5%	約25.5%	約20.6%

※配当還元率は、各年度の商品ごとの年間払込保険料に対する配当金の割合です。
※配当金は毎年変動します。上記は各年度の配当率、保険料、お支払保険金等に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

◆ライフイベントに合わせたおすすめプラン

26歳の方(独身)

社会人の責任として
死亡・高度障がい保障と
医療保障の確保を
おすすめします。

希望者グループ保険 死亡(高度障がい)保険金額	
本　人	200万円
(月払保険料(概算)	504円)

総合医療保険 入院給付金日額	
本　人	5,000円
(月払保険料(概算)	1,045円)

月払保険料(概算)合計　1，５４９円

37歳の方(配偶者・こども1人あり)

ご家族のために、
保障の確保をおすすめします。

本人：37歳 男性／配偶者：32歳 女性
こども：3歳

希望者グループ保険 死亡(高度障がい)保険金額	
本　人	3,000万円
(月払保険料(概算)	7,740円)
配偶者	800万円
(月払保険料(概算)	2,016円)
こども(1人)	400万円
(月払保険料(確定)	280円)

総合医療保険 入院給付金日額	
本　人	10,000円
(月払保険料(概算)	2,270円)
配偶者	5,000円
(月払保険料(概算)	1,110円)
こども(1人)	3,000円
(月払保険料(概算)	381円)

月払保険料(概算)合計　１３,７９７円

※年齢により保険料は異なります。希望者グループ保険の保険料は、年齢65歳6カ月超の方は性別によっても異なります。

退職後は個人保険へご加入になれます!!

●希望者グループ保険

2年を超えて継続いただいた方は、その保障額の範囲内であれば保険会社所定の条件のもと、新たな告知や診査等を省略して、個人保険に加入できます。

●総合医療保険

「新医療保障保険(団体型)」・「団体医療保険制度」・「団体疾病・傷害保険」等の加入期間と通算して2年を超えて継続いただいた方は、入院給付金日額が同額もしくはそれ以下であれば、保険会社所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して、医療保障保険(個人型)に加入できます。ただし、保障内容は入院給付金(5日以上継続して所定の入院をされた場合)と死亡保険金のみです。なお、保険期間は1年で、年齢69歳6カ月到達直後の保険期間満了日まで継続いただけます。

加入ご希望の方は、MMC本社　メイク(MB1101)へお申し出ください。
(当取扱いによる個人保険・医療保障保険(個人型)への加入は、希望者グループ保険・総合医療保険の脱退後1カ月以内にご加入手続きが必要です。ただし、希望者グループ保険・総合医療保険の保障は終了しますので、連続した保障を確保いただくために、脱退日までにご加入手続きが完了するように、早めのご対応をお願いします。)

※退職後、希望者グループ保険・総合医療保険に継続して加入できる制度ではなく、個人保険への加入となります。

希望者グループ保険

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- □ 保障内容はニーズに合致していますか。
- □ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

希望者グループ保険のみの加入も可能です！

加入資格

●以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

本　人	役員・社員・シニアスタッフの方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
配偶者	役員・社員・シニアスタッフの配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。 ※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
こども	役員・社員・シニアスタッフの扶養するこども(＊)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。 ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。 (＊)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

(ご注意)

①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

●保険期間は効力発生日～令和6年7月31日までです。以降は毎年8月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
なお、原則、保険期間の途中での任意の脱退はできません。
●更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
●配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

税務上のお取扱い

【保険料】

●主契約およびこども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当希望者グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当希望者グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

【保険金】

●死亡保険金
＜本人＞　相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

＜配偶者・こども＞　本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
●高度障がい保険金‥‥被保険者が受取人の場合、非課税です。

【年金】

●年金‥‥(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額＝(年金年額＋年金開始後配当金)－必要経費※
※必要経費＝年金年額(除配当金)×$\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$

税務の取扱い等について、令和4年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※保険期間の途中で脱退(退職)する場合、配当金をお受取りになれません。

保険金の年金受取り

●保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類	5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金
年金の型	定額型・逓増型(年5%の単利)
年金受取り	右記のいずれかを選択 ①年1回受取り　②年2回受取り(6カ月ごと)　③年4回受取り(3カ月ごと)
年金受取開始日	右記のいずれかを選択 (2月1日・5月1日・8月1日・11月1日)
一括受取請求	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。 (ただし、15年保証期間付終身年金の一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)

※詳細については別途お問合せください。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】
・年金受取開始日後の配当金の受取り方法は以下の方法となります。
○年金とともに受取る方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】
・所定の利率(＊)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
(＊)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
※保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

〈例〉保険金額2,500万円を10年確定年金(定額型)で受取る場合

死亡保険金額(高度障がい保険金額) 2,500万円 ▶ 年金受取月額 約21.4万円 ▶ 年金受取総額 約2,579万円

上記の年金額は、令和4年10月19日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。
実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

希望者グループ保険

保障額と保険料

●配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

対象	死亡保険金額(高度障がい保険金額)	月払保険料(概算) 保険年齢 15歳～35歳(S63.2.2生～H21.2.1生)	36歳～40歳(S58.2.2生～S63.2.1生)	41歳～45歳(S53.2.2生～S58.2.1生)	46歳～50歳(S48.2.2生～S53.2.1生)	51歳～55歳(S43.2.2生～S48.2.1生)	56歳～60歳(S38.2.2生～S43.2.1生)	61歳～65歳(S33.2.2生～S38.2.1生)
本人 配偶者	100 万円	252 円	258 円	266 円	278 円	298 円	328 円	370 円
	200 万円	504 円	516 円	532 円	556 円	596 円	656 円	740 円
	300 万円	756 円	774 円	798 円	834 円	894 円	984 円	1,110 円
	500 万円	1,260 円	1,290 円	1,330 円	1,390 円	1,490 円	1,640 円	1,850 円
	600 万円	1,512 円	1,548 円	1,596 円	1,668 円	1,788 円	1,968 円	2,220 円
	700 万円	1,764 円	1,806 円	1,862 円	1,946 円	2,086 円	2,296 円	2,590 円
	800 万円	2,016 円	2,064 円	2,128 円	2,224 円	2,384 円	2,624 円	2,960 円
	1,000 万円	2,520 円	2,580 円	2,660 円	2,780 円	2,980 円	3,280 円	3,700 円
	1,500 万円	3,780 円	3,870 円	3,990 円	4,170 円	4,470 円	4,920 円	5,550 円
	2,000 万円	5,040 円	5,160 円	5,320 円	5,560 円	5,960 円	6,560 円	7,400 円
	2,500 万円	6,300 円	6,450 円	6,650 円	6,950 円	7,450 円	8,200 円	9,250 円
	3,000 万円	7,560 円	7,740 円	7,980 円	8,340 円	8,940 円	9,840 円	11,100 円
	3,500 万円	8,820 円	9,030 円	9,310 円	9,730 円	10,430 円	11,480 円	12,950 円
	4,000 万円	10,080 円	10,320 円	10,640 円	11,120 円	11,920 円	13,120 円	14,800 円
	4,500 万円	11,340 円	11,610 円	11,970 円	12,510 円	13,410 円	14,760 円	16,650 円
	5,000 万円	12,600 円	12,900 円	13,300 円	13,900 円	14,900 円	16,400 円	18,500 円
	5,500 万円	13,860 円	14,190 円	14,630 円	15,290 円	16,390 円	18,040 円	20,350 円
	6,000 万円	15,120 円	15,480 円	15,960 円	16,680 円	17,880 円	19,680 円	22,200 円
	7,000 万円	17,640 円	18,060 円	18,620 円	19,460 円	20,860 円	22,960 円	25,900 円
	8,000 万円	20,160 円	20,640 円	21,280 円	22,240 円	23,840 円	26,240 円	29,600 円
	9,000 万円	22,680 円	23,220 円	23,940 円	25,020 円	26,820 円	29,520 円	33,300 円

対象	死亡保険金額(高度障がい保険金額)			
こども	保険年齢 3歳～22歳(H13.2.2生～R3.2.1生)	月払保険料(確定)	100 万円	70 円
			200 万円	140 円
			300 万円	210 円
			400 万円	280 円

●保険料は毎月の給与から控除します。(第１回目は８月給与から)
●《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和5年8月1日)から適用します。
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
《こども》の保険料は１人あたりの確定保険料です。
●記載の保険料は、確定保険料を含め、令和5年12月21日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢○○歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、１年未満の端数は６カ月以下は切捨て、６カ月超は切上げます。(例：19歳７カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

保険年齢66歳以降は、性別により保険料が異なります。
保険年齢66歳以降の保険料につきましては、12ページ<団体お問合せ先>へご照会ください。

保険金のお支払事由

【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(＊1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(＊2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
(＊1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
(＊2)対象となる「高度障がい状態」とは

1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3.中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4.胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1.常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2.眼の障がい(視力障がい)
(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3.言語またはそしゃくの障がい
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4.上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(＊1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。

・保険契約者・被保険者の故意。

・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(＊2)

(＊1)　保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(＊2)　ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(＊1)時以後に生じた場合に限ります。(原因となる傷病がご加入(＊1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病がご加入(＊1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(＊1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(＊1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- □ 保障内容はニーズに合致していますか。
- □ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

総合医療保険のみの加入も可能です！

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(＊)以後に生じることが必要となります。
(＊)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
手術給付金 (20倍)※3	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	ー
手術給付金 (5倍) ※3	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療 給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(＊)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。
(＊)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(＊)が平成24年4月1日以前の場合、加入日(＊)からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
※3 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
＜対象外の手術の例＞・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※3)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

総合医療保険

保障額と保険料

【ご注意】
●保険料表に記載しているのは、入院給付金日額と保険料の一例です。
●入院給付金日額は 【2,000円～20,000円】 まで、1,000円単位でお選びいただけます。
例えば･･･
保険年齢18歳(本人・配偶者)の方が入院給付金日額4,000円に加入される場合、保険料は(入院給付金日額1,000円**あたり**の保険料)102円×4=408円 となります。

■月払保険料表(概算)

対象	入院給付金日額 / 保険年齢	10,000円	5,000円	3,000円	2,000円	(入院給付金日額は2,000円から1,000円単位で20,000円まで) 1,000円**あたり**
本人・配偶者	15歳～19歳 (H16.2.2生～H21.2.1生)	1,020 円	510 円	306 円	204 円	102 円
	20歳～24歳 (H11.2.2生～H16.2.1生)	1,570 円	785 円	471 円	314 円	157 円
	25歳～29歳 (H6.2.2生～H11.2.1生)	2,090 円	1,045 円	627 円	418 円	209 円
	30歳～34歳 (H1.2.2生～H6.2.1生)	2,220 円	1,110 円	666 円	444 円	222 円
	35歳～39歳 (S59.2.2生～H1.2.1生)	2,270 円	1,135 円	681 円	454 円	227 円
	40歳～44歳 (S54.2.2生～S59.2.1生)	2,430 円	1,215 円	729 円	486 円	243 円
	45歳～49歳 (S49.2.2生～S54.2.1生)	2,870 円	1,435 円	861 円	574 円	287 円
	50歳～54歳 (S44.2.2生～S49.2.1生)	3,650 円	1,825 円	1,095 円	730 円	365 円
	55歳～59歳 (S39.2.2生～S44.2.1生)	4,670 円	2,335 円	1,401 円	934 円	467 円
	60歳～64歳 (S34.2.2生～S39.2.1生)	6,190 円	3,095 円	1,857 円	1,238 円	619 円
	65歳～69歳 (S29.2.2生～S34.2.1生)	8,390 円	4,195 円	2,517 円	1,678 円	839 円
	70歳 (S28.2.2生～S29.2.1生)	11,560 円	5,780 円	3,468 円	2,312 円	1,156 円
	71歳 (S27.2.2生～S28.2.1生)	12,520 円	6,260 円	3,756 円	2,504 円	1,252 円
	72歳 (S26.2.2生～S27.2.1生)	13,500 円	6,750 円	4,050 円	2,700 円	1,350 円
	73歳 (S25.2.2生～S26.2.1生)	14,470 円	7,235 円	4,341 円	2,894 円	1,447 円
	74歳 (S24.2.2生～S25.2.1生)	15,440 円	7,720 円	4,632 円	3,088 円	1,544 円
	75歳 (S23.2.2生～S24.2.1生)	16,400 円	8,200 円	4,920 円	3,280 円	1,640 円
こども	3歳～22歳 (H13.2.2生～R3.2.1生)	1,270 円	635 円	381 円	254 円	127 円

●保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は8月給与から)
●上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は令和5年8月1日)から適用します。
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
●こどもの保険料は1人あたりの保険料です。

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢○○歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

加入資格

●以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

本　人	公的医療保険制度に加入している役員・社員・シニアスタッフの方で 新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
配偶者	役員・社員・シニアスタッフと生計を一にする配偶者の方で 新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。 ※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
こども	役員・社員・シニアスタッフと生計を一にするこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。 ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。 この場合、保障額は同一となります。

(ご注意)

①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、こどもは本人(配偶者が加入している場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

●保険期間は効力発生日～令和6年7月31日までです。以降は毎年8月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
なお、原則、保険期間の途中での任意の脱退はできません。
●更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
●退職等の事由により脱退される場合、「新医療保障保険(団体型)」・「団体医療保険制度」・「団体疾病・傷害保険」等の加入期間と通算して2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。ただし、保障内容は入院給付金(5日以上継続して所定の入院をされた場合)と死亡保険金のみです。なお、保険期間は1年で、年齢69歳6カ月到達直後の保険期間満了日まで継続いただけます。
詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

●本人(主たる被保険者)・配偶者・こどもの入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

●１年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※保険期間の途中で脱退(退職)する場合、配当金をお受取りになれません。

制度内容の変更

●株式会社村田製作所の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。
また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

●この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

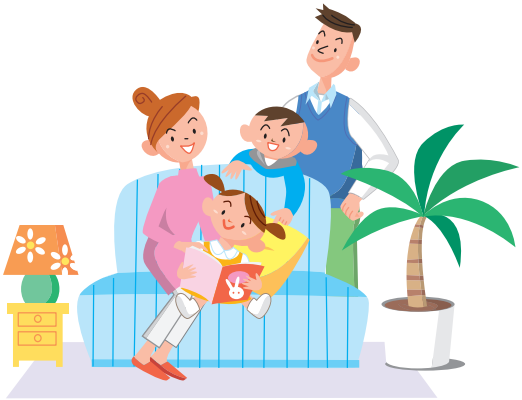

税務上のお取扱い

【保険料】

●この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。

※生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)

※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当総合医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当総合医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

【給付金】

●入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和4年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

給付金のお支払事由

【入院給付金】

・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎります。
①加入日(＊)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(＊)からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(＊)が平成24年4月1日以前の場合、当該加入日(＊)からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。
※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
(＊)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。以下「加入日(＊)」については同じ内容を表しています。

・お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

・複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。
入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【手術給付金(20倍)】

・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
①加入日(＊)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(＊)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(＊)が平成24年4月1日以前の場合、当該加入日(＊)からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
①加入日(＊)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(＊)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(＊)が平成24年4月1日以前の場合、当該加入日(＊)からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

・お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

・お支払いは、加入日(＊)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。

・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。

・すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

(ご注意)給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

希望者グループ保険・総合医療保険共通

制度運営および引受保険会社

●当制度は株式会社村田製作所が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約および家族特約付総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。
●団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和4年10月11日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	**日本生命保険相互会社**	(22.9%)(事務幹事会社)	**住友生命保険相互会社**	(17.6%)
	明治安田生命保険相互会社	(55.2%)	**第一生命保険株式会社**	(4.3%)

●総合医療保険(団体型)の引受保険会社：**日本生命保険相互会社**

個人情報の取扱いに関する株式会社村田製作所と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、株式会社村田製作所(以下、団体といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の関係会社(以下、関係会社といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および関係会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
団体および関係会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、関係会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、関係会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

(希望者グループ保険のみ)
～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

●募集期間中のお問合せにつきましては、表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。
募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

〈団体お問合せ先〉
村田土地建物株式会社　保険代理業推進課・メイク　TEL 0120-157-756
【受付時間　月曜日～金曜日 8:30～17:00(祝日はお取扱いしておりません。)】

〈日本生命お問合せ先〉
日本生命保険相互会社　企業保険サービス課　TEL 0120-123-840(通話料無料)
※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。
希望者グループ保険 ： 930-17088 ・ 総合医療保険 ： 900-95002
【受付時間　月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)】

「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本－団－2022－454－12228－M(R5.1.5)
日本－医－2022－454－12229－M(R5.1.5)

お申込み手続き

2022年12月以前入社の方　N-ナビゲーションでお手続き！！

①以下のＵＲＬにアクセスしてください
https://n - murata.smktg.jp/public/siteauth/login?site_login_id=0050003221
ご自宅のパソコンやスマートフォンからもアクセスできます

②「加入状況のご確認 お申込み」のバナーをタップして、ログイン画面へ

ユーザーＩＤは氏名コード（７桁）
初期パスワードはbs（半角小文字）＋西暦生年月日（8桁）
（例：1980年1月10生まれの場合 → bs19800110）

③「お申込・変更手続き」から手続きを行ってください

●新規に加入される方は、N-ナビゲーションでお手続きください。
●内容の変更、脱退についても、N-ナビゲーションでお手続きください。内容の変更のうち保険金受取人の変更についてはお手続き書類のご提出が必要です。１４ページをご参照ください。
●内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。
※脱退についても原則、募集期間のみのお取扱いとなります。

【N-ナビゲーションのご利用時間】　月曜日～土曜日　８：00～翌朝5：00
日曜日　８：00～22：00

2023年1月以降入社の方　紙の申込書でお手続き！！

●新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を【MMC本社　メイク（MB1101）】へご提出ください。
●必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。
●内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

【募集期間】2023年4月3日（月）～2023年5月19日（金）

※１４ページ記載の「死亡保険金受取人の指定・変更に関する注意事項」もご確認ください。

希望者グループ保険・総合医療保険共通

死亡保険金受取人の指定・変更に関する注意事項

死亡保険金受取人の指定・変更について

●希望者グループ保険に加入される方で本人との続柄が「その他（9）」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
●すでに加入されている方で、希望者グループ保険の死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。（N-ナビゲーションでの受取人変更手続きはできません。）
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

※「死亡保険金受取人指定書」はN-ナビゲーションからダウンロードできます。

現在のご加入内容の確認方法

**希望者グループ保険、総合医療保険に加入中の方はご加入内容が加入者ダイレクト(web)で確認できます。ぜひご活用ください！！
加入者ダイレクト(web)または3月の給与明細(web)で現在の加入金額をご確認のうえ、お申込みください。**

① 以下のURLに、アクセスしてください

日本生命公式ＨＰ
（加入者ダイレクト＊）　https://www.nissay.co.jp/hojin/keiyaku/kihonet/login/

**ご自宅のパソコン（Google Chrome･Microsoft Edge）からご利用になれます。
スマートフォンからもご利用になれます。（右記のQRコードからアクセスいただけます。）
QRコードは㈱デンソーウェーブの商標です。**

＊加入者ダイレクトは「Ｎ-ナビゲーション」とは別のサービスとなります。

②企業保険インターネットサービス（企保ネット）『加入者様専用ログイン』へ

③必要項目を入力し、ログイン

**企保ネットコード：　１００４０５７０
契約区分：１
ログインID：０００＋氏名コード（７桁）大文字
（例）０００MM０１２３４（１０桁）
初期パスワード：ｂｓ＋西暦生年月日（８桁）
（例：1980年1月10日生まれの場合
→ bs19800110）**

※初回ログイン後、「パスワード変更」を行っていただきます。

【『企保ネット（加入者ダイレクト）』のご利用時間】
月～金曜日　8:00～18:00（祝日、12/31~1/3を除く）

※『企保ネット（加入者ダイレクト）』に関するお問合せは、メイク（TEL 0120-157-756）へご照会ください。
詳細は、12ページ＜団体お問合せ先＞をご確認ください。